

## 引越しチェックリスト

### ■決まったらすぐに！ ～早いほど安心です～

■	賃貸の場合は・・・	管理会社または家主に退去の連絡をしておきましょう。
■	引越業者に電話	引越事業者に見積もりを取りましょう。3・4月、7・8月は、引越シーズンなので、早めにお願ひしましょう。
■	新居の下調べ	道幅、出入り口、エレベーターの有無、間取り、収納スペース、ガスの種類、駐車場など。
■	粗大ゴミ(不要品)の処分	各市区町村の窓口に電話またはインターネットで申込みし、引取りを予約。
■	転居はがきの作成	早めに作成しておきましょう。
■	公立小・中学校の転校の手続き	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 引っ越しが決まったら、現在の学校に『転校する予定であること』『転出の住所』『転校先の学校』『最終登校日』を伝える。</li> <li>2. 在学している学校から、『在学証明書』『教科書給付証明書』『転校届』を発行してもらう。</li> </ol>

### ■10日前まで ～手続きは漏れの無いようにチェック～

■	郵便局に転居の手続き	郵便局窓口にある転居届に、必要事項を記入して、投函しましょう。転送開始まで、1週間くらいかかる場合がありますので、早めに手続きをしましょう。
■	新聞・牛乳・食材宅配サービスなど	早めに連絡しましょう。
■	新居の配置図作成	家具の配置図を作成しましょう。台紙の上に、同じ縮尺で家具の大きさに紙を切り、置いてみます。コンセントの位置も考えて配置しましょう。
■	NHKへ住所変更の手続き	あらかじめ受信料領収書を用意して、NHKへお問い合わせください。受付時間は午前9時～午後6時(土・日・祝日も受付)です。 【フリーダイヤル:0120-151515】【ナビダイヤル:0570-077-077】 【ホームページ: <a href="https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/AddressChangeMenu.do">https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/AddressChangeMenu.do</a> 】
■	荷造り開始	使わないものから荷造りを始めましょう。
■	電話の移設手続き	電話会社へ、『新旧住所』『氏名』『引越月日』『移設希望日』を申し出ます。

## ■ 1週間前まで

■	電力会社へ利用停止の手続き	電話会社に電話または、インターネットで、移転日に使用を中止する手続きを取ります。
■	ガス会社へ利用停止の手続き	ガス会社に電話または、インターネットで、使用停止日を連絡します(場合により作業時立会いが必要)。新居のガス会社には開栓も予約します。立会いが必要です。
■	水道局へ利用停止の手続き	領収書、請求書に書いてある各水道局へ電話、またはホームページで連絡します。
■	電話の手続き	<p>【電話番号が変更になる場合】<sup>1</sup> 16へ電話、もしくはwebサイトで引越しの申請して、新しく付与される番号の候補を教えてもらえるので、その中から一つ選びます。それから、工事を行う日、料金の支払い方法を決めます。</p> <p>【電話番号に変更がない場合】<sup>1</sup> 16へ電話、もしくはwebサイトで引越しの申請して、工事を行う日を決めます。</p>
■	インターネットの手続き	現在のプロバイダー・回線事業者との契約内容を確認し、新住所でも同じインターネットの回線、プロバイダーを継続して利用できるか確認しましょう。引っ越し先でも継続して現プロバイダーのサービスが利用可能とわかったら、正式に引っ越しの連絡を入れましょう。
■	市区町村役所へ転出の手続き	市区町村役場所へ印鑑を持参し、住民異動届を提出し、転出証明書を発行してもらいます。国民健康保険、老齢年金、乳児医療、老人医療、児童手当、印鑑登録廃止、マイナンバーカード等の手続きを同時に行うと便利です。
■	金融機関の手続き	通帳・届出印を持参、または郵送、インターネットで、住所変更、口座解約、引き落としの変更の手続き。クレジット会社、保険会社への連絡もお忘れなく。
■	ペットの手続き	印鑑を持参して、役所や出張所または、保健所へ届出が必要です。詳しくは、お住まいの市区町村にご確認ください。

## ■ お引越し前日

■	冷蔵庫のコンセントを外し、水抜きをする。
■	洗濯機の水抜きをする。
■	家電製品の配線を外し、纏める。
■	パソコンのデータをバックアップする。

<input type="checkbox"/>	貴重品は、纏めて手持ちのバッグに入れておく。
<input type="checkbox"/>	当日使うものは、別に纏めておく。
<input type="checkbox"/>	石油ストーブの灯油を抜き取る。
<input type="checkbox"/>	解体・組立ての必要な家財の取扱説明書を準備しておく。

## ■お引越し当日旧居で

<input type="checkbox"/>	ご近所へあいさつ。
<input type="checkbox"/>	忘れ物チェック、クローゼットに忘れ物がないか、チェック。
<input type="checkbox"/>	ガス利用停止の立会い。
<input type="checkbox"/>	電気ブレーカーを落とす。
<input type="checkbox"/>	鍵の返却。

## ■お引越し当日新居で

<input type="checkbox"/>	管理人へのあいさつ	集合住宅など、エレベーターを使用する場合は、管理人へあいさつをしましょう。また、ゴミ収集日などのルールを確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	ご近所へ、引越作業のあいさつ	引越作業は、いくら気をつけても日常と違い以外とご近所にとっては物音がするものです。クレームになる前に、ひと言ごあいさつしましょう。
<input type="checkbox"/>	電気の使用開始	電気のブレーカーを上げます。後日『電気使用申込書』に必要情報を記入し、郵送します。申込書が見当たらない場合は、電力会社に連絡しましょう。なお、多くの電力会社によってはインターネットで使用開始の手続きができます。
<input type="checkbox"/>	ガス開栓工事の立会い	ガスの開栓には、立会いが必要になります。
<input type="checkbox"/>	水道の使用開始	水が出るのを確認したら、後日『水道使用開始申込書』に必要情報を記入し、郵送します。インターネットで使用開始の手続きもできます。

■お引越後、1～2週間以内に ～なるべく早くが安心です！～

■	市区町村役所へ転入の手続き	新居へ移ってから14日以内に、転出証明書・印鑑を市区町村役所へ持参してください。国民健康保険、老齢年金、乳児医療、老人医療、児童手当、印鑑登録、マイナンバーカード等の手続きを同時に行うと便利です。
■	不動産登記の住所変更手続き	土地・建物を所有している場合は、法務局または出張所へ行き、登記簿甲区（所有者欄）の住所変更手続きをします。届出には申請書、転居先住民票（住所を証明するもの）、印鑑（認印）が必要です。代書または知人に依頼する場合は、委任状が必要になります。
■	自動二輪、自動車の登録変更	自動二輪、自動車の登録変更・車庫証明手続き。詳細については下記をご覧ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000006.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000006.html</a> <a href="https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000037.html">https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000037.html</a>
■	運転免許の住所変更	<p>【転出の手続き】 不要です。</p> <p>【転入の手続き】            1. 同じ都道府県内で引越しをした場合は、転居先の最寄りの警察署交通課、または、運転免許センターへ『免許証』『住民票の写し』を持参し、住所変更の届をします。            2. 他の都道府県から引越しをした場合は、免許証・住民票の写し、写真1枚を持参し住所更新の届をします。            3. 免許証が更新期間内に入っている場合は、運転試験場で更新と住所変更を同時に申請します。</p>
■	公立小・中学校の転校の手続き	<p>【転入の手続き】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市区町村役所で転入届を済ませてから、新しい住民票を持って教育委員会へ行きます。</li> <li>2. 教育委員会で、入学する学校の指定を受け、転入学通知書もらいます。</li> <li>3. 指定された学校へ、『在学証明書』『教科用図書給与証明書』『転入学通知書』を提出します。</li> </ol>
■	ペットの手続き	『印鑑』『旧住所地での鑑札』『注射済票』を持参し、引越し後30日以内に、市区町村役所の窓口、または保健所へ住所変更届を提出してください。

※個人の状況等により手続き内容は変わりますので、あくまで参考資料としてご使用ください。

※詳しい内容は、各会社、行政機関へお問い合わせください。